

弁当等の食品表示について

容器包装に入った食品には食品表示が必要です。（店頭にて客の求めに応じて容器に盛り付けて販売するテイクアウトの場合等、表示義務が免除される場合や項目もあります。）

消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/）や長野県ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/hyouji/hyouji.html>）または（<https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/hyouji/hyouji.html>）を参考に、適切な食品表示をした弁当等の販売を行ってください。

原材料は重量順に記載します

特定原材料（アレルゲン）や添加物の記載も必要です
コンタミネーションの恐れがある場合には、枠外に注意喚起の記載をすることが望ましいです。

添加物の記載方法は「添加物」の欄を設けるか「原材料名」の欄内で原材料の後ろに「/」をつけて記載します

製造者（表示責任者）の氏名は店名ではなく個人名又は法人名です

【例1】

名 称 弁当
 原材料名 ご飯(国産米)、塩鮭、鶏唐揚げ(小麦を含む)、ポテトサラダ(卵・大豆を含む)
 添加物 調味料(アミノ酸等)
 消費期限 20.5.10 17時
 保存方法 直射日光及び高温多湿を避け、お早めにお召し上がり下さい。
 製造者 ○○株式会社
 長野県○○市○○-○

【例2】

名 称 弁当
 原材料名 ご飯(米(国産))、塩鮭、鶏唐揚げ、ポテトサラダ/調味料(アミノ酸等)、(一部に小麦・卵・大豆・さけ・鶏肉を含む)
 消費期限 20.5.10
 保存方法 10℃以下で保存
 製造者 長野 太郎
 ○○市○○-○

【栄養成分表示】

栄養成分表示 〔1食(○○g)当たり〕		
熱 量		○kcal
たんぱく質		○g
脂 質		○g
炭水化物		○g
食塩相当量		○g

以下の場合、栄養成分表示を省略することもできます
 ・日替わり弁当等、レシピが3日以内に変更される場合（サイクルメニューは除く）
 ・小規模の事業者が販売する場合

食品表示について不明な点がある場合には最寄りの保健所または地域振興局にご相談ください。

消費者の方へ適切な情報提供ができるよう、正しい表示をしましょう。

また、消費者の方は、表示内容に従って適切な保存を行い、消費期限内に、できるだけ早く食べるようにしましょう。



長野県